



きもつき民商 ニュースレター

2019 年 1 月 1 日号 きもつき民商 鹿屋市笠之原町 7547-4

URL : <http://minsyo.xii.jp/>

e.mail : minshou@po4.synapse.ne.jp Tel : 0994-40-6646

新年明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

■確定申告の時期が近づいてきました。わからないことは早めの相談を

主な準備資料は以下のとおりです。

収支内訳書	
源泉徴収票（給与所得や年金所得、退職所得があった場合）	
満期保険金や解約金を受け取った方は、計算明細書や領収書等	
社会保険料控除 ・ 国民健康保険の支払額がわかるもの（領収書・通帳等） ・ 国民年金・年金基金の控除証明書	
生命・損害保険料控除 ・ 生命保険料・地震保険料控除証明書	
小規模企業共済等掛金控除 ・ 小規模企業共済掛金払込証明書 ・ 個人型確定拠出年金控除証明書	
医療費控除 ・ 医療費の領収書（介護保険サービス料を含む）	
寄付金控除 ・ 寄付金の受領書、証明書	
住宅ローン控除 ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 ・ 増改築を行った場合の増改築等工事証明書 ※平成 30 年中に住宅を新築・購入又は増改築した場合は、登記事項証明書や売買契約書等の書類が必要になります	
配偶者控除、扶養控除等 ・ 配偶者、扶養親族の氏名、生年月日、収入の確認等が必要になります	
その他 ・ 災害や盗難等により損害を受けた場合 損失額の明細書、被災証明書、盗難証明書等 ・ ふるさと納税をした場合 納税した市町村から発行される証明書	

※裏面へつづく

■知り合いの方をご紹介下さい！！

自主記帳・自主計算 学習会随時開催中

12 月は会員のご紹介などで、2 名入会されました。民商では、パソコン会計をはじめ、自主記帳、自主計算に関する学習会を随時実施し、会員ひとりひとりに合わせた記帳方法等も提案しています。お知り合いの方をご紹介いただき、仲間を増やして、要求実現の道をさらに大きく切り開いていきましょう。



■一人親方労災保険に加入しませんか（建設業）

きもつき民商では、一人親方労災保険の加入窓口として『きもつき民主商工会一人親方会』を設立、労働基準局から認可されました。

当初 4 名の加入者が、現在、39 名と拡大中です。

一般の組合よりも会費を低く抑えていますので、加入、乗り換えをご検討下さい。

お問い合わせは、事務局まで。



■1 月の主な行事予定

8 日（火）三役会 14 日（月・祝日）県連・新春決起集会

15 日（火）理事会

※新年は 1 月 7 日(日)より平常通り業務を行います。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。

営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。